

令和7年度東成瀬村応援クーポン券取扱店 募集要領

1 事業の目的

食料品価格等物価高騰の影響を受けた村民への生活支援と地域消費を下支えするため、東成瀬村応援クーポン券を全村民に発行します。

2 事業の概要

- (1) 名称 東成瀬村応援クーポン券（以下「クーポン券」という。）
- (2) 発行者 東成瀬村
- (3) 発行総額 5,547万5,000円
- (4) 発行額 1人あたり25,000円

【内訳】

村内でのみ使用の「村内利用券」15,000円

村外含む取扱店舗で使用の「村内外共通券」10,000円

- (5) 使用期間 令和8年3月1日～令和8年8月31日
- (6) 配付時期 令和8年2月下旬（予定）
- (7) 交付対象者 令和7年12月1日（基準日）において東成瀬村の住民基本台帳に記録されている者

3 クーポン券の利用対象外

- (1) 有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いもの
- (2) 出資、債務、振込手数料
- (3) 性風俗特殊営業等
- (4) 医療費、介護費等
- (5) 電気・ガス・水道料金等の公共料金
- (6) 国や地方公共団体への支払（公営ギャンブルを含む。）

4 クーポン券の取扱い厳守事項

- (1) クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) クーポン券は村より取扱店舗に承認された店舗で利用できます。

- (3) クーポン券と現金との交換はできません。
- (4) 券面金額に満たない利用であっても、釣銭は出さないでください。
- (5) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 利用期間を過ぎたクーポン券は使用できません。(受け取らないこと)
- (7) クーポン券の紛失及び盗難に対し、村はその責任を負いません。

5 取扱店舗の参加資格

【共通事項】

次の事項に該当しない事業者とします。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 「3 クーポン券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団員）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

【村内利用券、村内外共通券】

村に店舗、事務所（飲食店については、村在住で村外に飲食店を経営している者も含む）を有する事業者とします。

【村内外共通券のみ】

村外に店舗、事務所を有する事業所（上記【村内利用券】における「村在住で村外に飲食店を経営している者」を除く）を有する事業者で、東成瀬村へ地域貢献を行っている事業者とします。

※「地域貢献」の例

- ・移送支援事業による買い物支援
- ・ふるさと納税返礼品の提供
- ・企業版ふるさと納税、一般寄附 等

6 取扱店舗の責務

- (1) 取扱店舗であることが利用者に明確となるよう、村が配付する取扱店表示を掲示してください。
- (2) 利用者からクーポン券を受け取る際、問題がないか十分確認してください。偽造されたクーポン券と判別できる際は、クーポン券の受け取りを拒否すると

ともに、その事実を東成瀬村役場企画課まで報告してください。

- (3) クーポン券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名に記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 各取扱店舗において、利用期間中の商品の販売、サービスの提供等の取引に当たり、利用者から受け取ったクーポン券のみ換金可能です。
- (5) クーポン券の交換やクーポン券を事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、損傷、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。

7 申請手続について

(1) 申請方法

この募集要領に同意の上、「取扱店登録申請書兼誓約書（様式第1号）」に必要事項を記入し、役場企画課へ提出してください。（FAX可）

(2) 申請期間

初回の申請締切は令和8年2月13日（金）とし、取扱店舗一覧表を利用者に配付します。初回締切以降は随時受付しますが、取扱店舗一覧表は村ホームページへの掲載のみとします。

(3) 登録決定

申込みのあった店舗については、申込書の内容を精査の上、取扱店として「取扱店登録証明書（様式第2号）」を送付します。登録不可である場合はその旨を通知します。

(4) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

8 換金について

(1) 換金方法

- ・東成瀬村役場企画課へ使用済みクーポン券と換金請求書（様式第3号）を提出してください（郵送不可）。後日、振り込みによりお支払いします。
- ・換金手数料は無料です。

(2) 換金請求受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月25日（金）まで
（9：00～17：00、土日祝日を除く）

※期限を過ぎての換金には応じられませんので、御注意ください。

※水曜日まで受付した週の翌々週の月曜日に所定の口座へお振込みします。

9 取扱店の取消し等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに取扱店の承認を取り消します。なお、当該取扱店の応援クーポン券を使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。

10 その他留意事項

- （1）この「取扱店舗募集要領」に記載されていない事項については、東成瀬村役場企画課までお問い合わせください。
- （2）登録の申込み及びクーポン券の取扱いを行うために要する経費については、取扱店舗の負担とします。

【問合せ先】 東成瀬村役場企画課

電 話：0182-47-3402

F A X：0182-47-3260

Mail：kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp

<受付>9：00～17：00（土日祝日を除く）